

(教) 第21号  
昭和48年3月13日

本部各部課長  
各警察署長 殿

項目コード	G 0 1 0 5
保存期間	長期
廃棄年月日	
担当係	術科指導係

三重県警察本部長

三重県警察の柔剣道段級位審査に関する訓令の制定について(例規通達)

このたび三重県警察の柔剣道段級位審査に関する訓令を制定し、昭和48年4月1日から施行することとしたが、その制定の趣旨および運用方針等は、つぎのとおりであるから誤りのないようにされたい。

## 記

### 第1 制定の趣旨

柔剣道の審査は、三重県警察柔剣道段級位審査規程(以下「旧規程」という。)によって運用されてきたが、旧規程制定後相当期間が経過し、内容的に実情にそぐわない点が認められたほか、とくに今回三重県剣道連盟から三重県警察剣道協会の設立が認められ、協会において、三重県剣道連盟の定める5段以下の剣道段級位を審査できるようになったことから、昇段手続等を明確にする必要が生じたので、これらの事情を考慮し、三重県警察における柔剣道段級位審査に関する規定を整備し、今後の警察柔剣道の振興に寄与するため、この訓令を制定した。

### 第2 制定の要点

#### 1 警察柔剣道段級位審査制定の明確化

三重県警察の柔剣道段級位審査に関する訓令による柔剣道の段級位審査(以下「警察柔剣道段級位の審査」という。)については、柔剣道とも初段以上5段までの段位と1級について審査するものとした。旧規程では、警察審査は2級および3級に限定されており、1級については三重県柔道協会または三重県剣道連盟が認定した場合と、段位についてはそれぞれ協会または連盟に特別推せんをするに止まっていたが、今後はこの訓令によって昇段の機会を全職員に均等に与え、5段以下と1級の段級位を審査して柔剣道の振興を図ることとした。

なお、剣道は三重県警察剣道協会の設立にともない、三重県剣道連盟の定める5段以下の審査をあわせて行なうので、審査に合格したのち所定の手続をとることにより即全日本剣道連盟の段級位として認められることとなる。ただし、柔道については、三重県柔道協会の規約が職域の支部を認めていないため、この審査による段級位はあくまで警察部内のみのもの

として扱われることになる。従って講道館の段級位を希望する者にとっては、従来どおり三重県柔道協会の審査を受ける必要がある。

## 2 審査方法の明確化

三重県警察に勤務する職員の警察段級位審査について、審査員の委嘱、審査の方法、時期、資格条件を明確にしたほか、他の機関での資格取得と警察段級位との関係等を明確にした。

## 第3 解釈および運用方針

関係条文	解 釈 お よ び 運 用 方 針
趣 旨 (第1条)	<p>従来県警察における柔剣道の審査は、級位審査だけであり、各段位については、三重県柔道協会または三重県剣道連盟に対する推せん手続きにより特別昇段が認められていたが、今回三重県警察剣道協会の設立を機会に、柔剣道とも5段以下と1級の段級位について、警察柔剣道段級位の審査を実施することとしたものである。</p> <p>警察柔剣道段級位は、剣道においては全日本剣道連盟の各段級位と同資格に扱われるが、柔道は三重県柔道協会の規約上、警察部内だけに適用されるものであるから講道館の段級位を取得希望する場合は、改めて三重県柔道協会の審査を受けることが必要である。</p>
段級位の審査 (第2条)	<p>審査する柔剣道の段級位は、初段以上5段までの各段位および1級について行なうこととした。</p> <p>旧規程で定めていた2級・3級については、必要性がないので除外することとした。</p>
審査委員会の組織 (第4条)	<p>審査委員会の組織について定めたものであるが、第3項に定める委員のうち柔剣道の指導者とは、三重県警察術科訓練等に関する訓令（昭和35年訓令第5号）第5条にもとづき警察本部長が指名した柔剣道の指導者の内から委員長が指名することとした。また第4項に定める部外委員の委嘱については、この訓令による警察柔剣道段級位の審査について必要と認めた場合に、委員長が三重県柔道協会または三重県剣道連盟の審査委員を臨時に委嘱することとした。</p>
審査の方法 (第6条)	<p>審査は、1級については実技、各段位については実技、形および学科について行なうほか、その方法は次により行なうものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実技については、受験者相互による試合または練習によって技能を審査する。</li> <li>2 形については、講道館または全日本剣道連盟の制定する形を審査する。</li> <li>3 学科については、術理を筆記により考査する。</li> </ol> <p>なお、委員長が必要と認めた場合は学科の一部または全部を省略することができる。</p>
審査の実施 (第7条)	<p>審査の実施日時、場所および実施要領等はそのつど通達をもって示達するが、実施の時期および場所はおおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施の時期</li> </ol>

	<p>(1) 警察学校入校中の学生が所定の課程を終えるとき。</p> <p>(2) 寒、土用けい古または柔剣道大会が終了したのちにおいて必要があるとき。</p> <p>(3) 所属長の申請にもとづき委員会において必要があると認めるとき。</p> <p>(4) その他委員長が必要と認めるとき。</p> <p>2 実施の場所</p> <p>3段以下の審査については、警察署またはブロック別に場所を指定して行なう。ただし、4段、5段の審査については、必要により県本部において実施するものとする。</p>
受験の資格 (第8条)	<p>受験の資格は1級、初段については期間を定めず、2段以上については、現段位取得後一定の期間を経過した者でなければこれを受けることができないよう明確にした。</p>
受験の手続 (第9条)	<p>段級位の審査を受けようとする者は、所属長に申し出ることとし、所属長は、訓令第8条に定める受験資格を調査のうえ、柔剣道段級位審査申請書(様式第1)により委員長に申請するものとする。</p>
昇段の特例 (第10条)	<p>1 昇段の特例について規定したもので、次の者に対しては、第6条の規定によることはなく委員会の特別の審査により段位を授与することとした。</p> <p>(1) 県警察柔剣道大会、管区内警察柔剣道大会、全国警察柔剣道大会その他公式の大会において抜群の成績を収めた者。</p> <p>(2) 柔道または剣道の振興について、特に顕著な功労があった者。</p> <p>2 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟または警察大学校、管区警察学校の定める柔剣道の審査に合格した者に対しては、書面審査によりその合格の日にかかのぼり、この訓令による審査に合格したものとみなすこととした。</p> <p>この場合当該職員および所属長は、三重県警察職員の人事記録に関する訓令(昭和45年三重県警察本部訓令第13号)第11条の定める手続きをとるとともに、所属長はすみやかに柔剣道段級位審査申請書(様式第1)により、特別の審査を申請するものとする。</p>
証書の交付 (第11条)	<p>段級位審査の合格者に合格証書を交付するので、合格者は、警察手帳にはりつけるものとする。</p> <p>また、所属長は、三重県警察職員の人事記録に関する訓令に定める所要の手続をとること。</p>

#### 第4 関係例規通達の廃止

三重県警察柔剣道段級位審査規程の制定について(例規通達・昭和38年1月22日 教発第59号)は廃止する。